

# 議第 175号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正（令和元年法律第17号による改正）により，法務大臣が管理する戸籍の副本記録情報に基づく戸籍謄本，除籍謄本及び改製原戸籍謄本の広域交付並びに戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行の事務や届書等情報（届書及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に基づく届書等情報内容証明等の事務が創設されるため，これらの事務に係る手数料の額を定めるものです。

## 2 条例改正に係る戸籍法の改正の内容

### (1) 戸籍謄本等の広域交付

現在，本人や父母等の戸籍謄本等の交付請求は，本籍地の市区町村に対してしかできませんが，本籍地以外の市区町村の窓口でもできるようになります（いわゆる「広域交付」）。

なお，広域交付を請求できるのは，本人，配偶者，直系尊属（父母，祖父母など）及び直系卑属（子，孫など）の戸籍謄本等です。

### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

現在，行政手続のために行政機関に戸籍謄本等を提出する必要がある場合がありますが，今後，市区町村の窓口で交付された戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより，戸籍謄本等の提出を省略することができるようになる予定です。

### (3) 届書等情報内容証明書の交付等

届書等情報の内容に係る証明書の交付請求が可能になります。また，届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求も可能になります。

## 3 施行期日

令和6年3月1日